

## さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化を図る機器等を設置する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 第13条に規定する実績報告書（様式第7号）の提出時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 戸建住宅 一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条にある区分所有権を有さないもの
- (3) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅
- (4) 管理組合 区分所有法第25条第1項の管理者又は第47条第1項の管理組合法人
- (5) 市内事業者 市内に本店登記を有する法人又は市内に住所を有し、かつ、事業所を有する個人事業者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と省エネ対策設備の設置（付帯設備を含む。）又は工事の施工（付帯工事を含む。）（以下「省エネ対策」という。）に係る契約を結び、見積書及び領収書を発行するもの
- (6) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅

### (補助金の交付対象)

第3条 次条各号に規定する省エネ対策を住宅（店舗、事務所等と併用されているも

のを含む。ただし、主に住宅で使用するもの。)へ行う市民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、さいたま市暴力団排除条例(平成25年さいたま市条例第86号)第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

2 補助に係る住宅及び設置条件は、市内の住宅で次の各号及び第3項のいずれかに適合したものでなければならない。

- (1) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建住宅に省エネ対策を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。
- (2) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在する集合住宅で、自ら居住するための専有部分に省エネ対策を実施するもの。ただし、他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。
- (3) 申請者が、自らの住民票における住所地に所在する集合住宅で、共有部分に省エネ対策を実施し、自ら居住するための専有部分に使用するための設備で、かつ、共有部分のすべての所有者から同意がとれているもの。ただし、管理組合の同意をもって当該集合住宅すべての所有者からの同意に代えることができる。

3 次条第9号に規定する省エネ対策を集合住宅の共用部分に行う場合の設置条件は、次の各号に適合したものでなければならない。

- (1) 共有部分のすべての所有者から同意を得ていること。ただし、管理組合の同意をもって当該集合住宅すべての所有者からの同意に代えることができる。
- (2) 管理組合による申請の場合は、管理組合の総会で議決されていること。

4 当該補助事業は、市に対し市税の滞納がなく、かつ、別表1に定める省エネ対策の事業完了日にすべての省エネ対策を完了し、第13条に定める「実績報告書」を提出できる者を対象とする。

(省エネ対策)

第4条 補助の対象となる省エネ対策は、次の各号に掲げるものとする。ただし、設備の設置にあつては未使用品に限る。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、余剰の電力が逆流するシステムの設置
- (2) 太陽熱利用システム(自然循環型) 太陽熱エネルギーで温めた水を、循環

ポンプを用いずに自然対流させ、そのまま給湯に利用するシステムの設置

- (3) 太陽熱利用システム（強制循環型） 太陽熱エネルギーで温めた空気又は不凍液等を熱媒とし、循環ポンプを用いて、蓄熱槽で熱交換をおこなうことで、間接加熱により給湯などに利用するシステムの設置
- (4) 太陽光採光システム 反射板や光ファイバー等を使用することで、自然採光が不十分又は不可能な空間にも、太陽光を取り入れることができるシステムの設置
- (5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 都市ガス、LPガス、灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムの設置
- (6) 家庭用蓄電池 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムの設置
- (7) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム 電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、自動車と住宅とで電気を融通しあう受給電システムの設置
- (8) 地中熱利用システム 年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、ヒートポンプの活用により、空調又は給湯等を行うシステムの設置
- (9) 高遮熱塗装 太陽の光や熱の一部を強く反射させ、屋内への熱侵入を抑制する効果が高い塗料により、既存建築物の屋根又は屋上に行く塗装
- (10) HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） 家庭の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムの設置

（市内事業者による加算）

第5条 市内事業者の育成や地域経済の活性化を図るため、省エネ対策の実施について、申請者が市内事業者と契約を結び、かつ、費用の支払いを行う場合において、別表2に定める金額を加算する。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表3に定める

経費とする。

(補助金の額)

第7条 市長が交付する補助金の額は、第4条に定める省エネ対策の種類に応じ、それぞれ別表4の補助金額の欄に掲げる金額又は省エネ対策ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の1/2のいずれか低い額を補助金の額とする。ただし、各省エネ対策補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た値とする。

(補助事業の期間)

第8条 市長は、別表1に定める補助事業の期間及び条件において、申請者からの申請を受け付けるものとする。ただし、申請者は同一年度内に一度補助金の交付を受けた省エネ対策について、再度同種類の省エネ対策に対する補助金の交付は受けられないものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、別表1に定める申請書受付期間に、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省エネ対策詳細表(様式第1号の2)
- (2) 建物に係る「登記事項証明書」(申請書の提出日の1年以内に発行され、かつ最新事項のもの)又は固定資産税に係る家屋の「評価証明書」「公租証明書」のいずれか(申請書の提出日の属する年度)、申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合には、建築に係る「建築確認済証」又は「検査済証」の写し
- (3) 建物の所在地がわかる案内図
- (4) 契約書の写し及び設置(施工)業者が作成した見積書等(省エネ対策ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの)
- (5) 第3条第2項第3号又は同条第3項に該当する場合において、管理組合法人の場合は、「法人登記事項証明書(申請書の提出日の1年以内に発行され、かつ最新事項のもの)」、区分所有法に規定する管理者の場合は、管理規約、管理者の選任が確認できる資料

- (6) 第3条第2項第3号又は同条第3項に該当する場合において、省エネ設備の設置が承認されたことが分かる議事録等の写し
- (7) 平成29年度の市民税納税証明書の写し又は非課税証明書の写し
- (8) その他、以下に掲げる省エネ対策ごとに定める書類
  - ア 太陽光発電設備
    - (7) パネルのレイアウトが確認できる図面
    - (8) パネルの出力合計が10kW以上又は住宅の屋根面以外にパネルを設置する場合には、自家消費であり余剰売電であることが確認できる電気配線図等
  - イ 地中熱利用システム 掘削孔の深度等が確認できる図面
  - ウ 高遮熱塗装 使用する塗料の日射反射率（近赤外波長域）が記載されている「試験結果報告書」、パンフレット等の写し
- (9) 既に省エネ対策が行われた建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第1号の3）
- (10) 市内事業者による省エネ対策を行うことにより、加算の対象となる場合において、法人と契約した場合は、当該法人の法人登記事項証明書、個人事業主と契約した場合は、当該事業主の住民票（どちらも、申請書の提出日から1年以内に発行され、かつ最新事項のもの）
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請は、市環境局環境共生部環境創造政策課へ持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（交付決定及び不交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、速やかに交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項のほか必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知する。

（補助事業の変更・中止）

第11条 補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止するときは、

遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）に省エネ対策詳細表を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、省エネ対策の追加及び補助金交付決定額を増額することはできない。

（変更等の承認）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知書（様式第5号）又は計画中止承認通知書（様式第6号）により、申請者にその旨を通知する。

2 前項の規定により計画中止承認を受けた申請者は、市長に対し、補助金交付額の確定及び補助金交付、支払いを請求することができないものとする。

（実績報告）

第13条 実績報告は、別表1に定める実績報告書提出期間に、実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省エネ対策詳細表 ただし、補助金交付申請書又は計画変更（中止）承認申請書に添付した内容と同じ場合は、省略することができる。
- (2) 住民票の写し（実績報告書の提出日の3か月以内のもの） ただし、実績報告書の「住民登録調査同意書」への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (3) 省エネ対策の実施に係る領収書の写し
- (4) 省エネ対策の実施が確認できるカラー写真
- (5) 第4条第1号の太陽光発電設備について、電力会社との電力受給契約を証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書の提出は、持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（補助金交付額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、申請者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受理したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第9号）により補助金の交付を請求するものとする。

（事務手続の代行）

第16条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

（財産処分の制限）

第17条 補助金の交付を受けた者は、省エネ対策を交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における省エネ対策の用に充てなければならない。

（処分の制限）

第18条 管理期間内において、当該住宅の売却など対象設備を処分する必要があるときは、処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、遅滞なく処分承認申請書により市長に届け出なければならない。

（補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定による補助金交付決定又は第14条の規定による補助金交付額の確定を取り消すことができる。取消しを行ったときは、補助金交付決定（確定）取消し通知書（様式11号）により、申請者又は補助金交付を受けた者に対し通知するものとする。

(1) 申請者が、本要綱に違反した場合

(2) 補助金の交付を受けた者が、本要綱に違反した場合

(3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を対象設備の設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に交付された補助金の返還を請求する。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象設備を処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

る。

(協力)

第20条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。



別表1（第3条、第8条、第9条、第13条関係）

補助事業の期間について

補助事業の期間については、次のとおりとする。

申請書受付期間	省エネ対策の事業完了日	実績報告書提出期間
平成30年4月23日 ～平成31年1月31日	平成30年3月16日 ～平成31年3月15日	補助金交付決定日 ～平成31年3月15日

ただし、予算残額が100万円を下回った場合は、当該日を含めて10日間（土日・祝日及び12月29日～1月3日を含めない）に提出のあった申請書の中から、抽選により受理する申請書を決定する。（予算残額が100万円を下回った場合は、市ホームページにて公表する。）

持参による受付は、市環境局環境共生部環境創造政策課窓口において、土日・祝日及び12月29日～1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで行う。

市に到達した日が確認できる郵送等により提出する場合は、市に到達した日をもって提出日とする。

実績報告書については、関係書類を添えて平成31年3月15日までに必ず提出すること。

※申請書及び実績報告書の内容に不備がある場合や関係書類が不足している場合は受理することはできません。

別表2（第5条関係）

市内事業者の加算条件及び補助加算額について

市内事業者の加算条件及び補助加算額については、次のとおりとする。

	加算条件	加算額
(1)	市内に本店登記を有する法人、または市内に住所を有し、かつ、事業所を有する個人事業主と省エネ対策に係る契約を結び、かつ、当該事業者が費用の支払いを行い、領収書の発行を受けること。	市内事業者との契約一件につき、要綱第7条によって得られた補助金額の1/2又は2万円のいずれか低い方の額

別表3（第6条関係）

省エネ対策の補助対象経費の内訳については、次のとおりとする。

	省エネ対策	補助対象経費の内訳
(1)	太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・足場経費等を含む）
(2)	太陽熱利用システム（自然循環型）	集熱器、貯湯ユニット、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用
(3)	太陽熱利用システム（強制循環型）	集熱器（一体型のものにあつては集熱器及び貯湯部）、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具、その他付帯機器等の購入、据付、工事に関する費用
(4)	太陽光採光システム	採光器、光ファイバーケーブルや光伝導管等、端末照明器具、コントロールユニット、据付、工事に関する費用
(5)	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事
(6)	家庭用蓄電池	蓄電池部、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）
(7)	V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	電力受給電設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）
(8)	地中熱利用システム	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用
(9)	高遮熱塗装	塗料、屋根（屋上）面の塗装に関する経費（足場、養生等の仮設工事費も含む）、屋根面に対する洗浄に関する費用

(10)	ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	データ集約機器 (計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置など)、通信装置 (通信アダプタなど)、制御装置 (機器の制御に係るコントローラなど)、モニター装置、計測機器 (電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計など)、HEMS機器の設置に伴う工事費用 (セットアップ費用を含む)
------	---------------------------	--

別表4 (第7条関係)

省エネ対策の補助条件及び補助金額について

省エネ対策の補助条件及び補助金額については、次のとおりとする。

	省エネ対策	補助条件	補助金額
(1)	太陽光発電設備	<p>アからウのすべてに該当するもの</p> <p>ア 財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>イ 性能の保証、設置後のサポート等、メーカー等によって確保されているもの。</p> <p>1) 太陽電池モジュール (太陽光パネル) の出力 (日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力) の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって10年間以上保証されていること。</p> <p>2) メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>ウ 申請者が、電力会社との電力供給契約を締結し、かつ、余剰電力を売電するもの。</p>	<p>太陽電池モジュール (太陽光パネル) 出力の合計、2kW未満の場合 30,000円</p> <p>2kW以上の場合 60,000円</p>

(2)	太陽熱利用システム（自然循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。	30,000円
(3)	太陽熱利用システム（強制循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。	50,000円
(4)	太陽光採光システム	<p>ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 太陽光を採光するために、太陽追尾装置によって駆動する採光部を備えた屋内の照明用途に利用するシステム（太陽光追尾式）</p> <p>イ 太陽光を採光するために、屋根面等で動力を用いずに集光し、屋内の照明用途に利用するシステムであって、以下のすべての要件を満たすもの。（筒型採光式）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 太陽光を屋根面等で動力を用いずに集光し、高反射の筒型により屋内に導き、照明用途に利用できること。</li> <li>2) 筒型反射面の反射率は90%以上であること。（JIS Z 8741:1997に基づく測定による数値又はJIS相当の基準に基づく測定による数値）</li> <li>3) 室内採光部は、光を広範囲に拡散させるカバーを設置すること。</li> <li>4) 風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されていること。</li> </ol>	50,000円
(5)	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の補助対象システムとして登録された家庭用燃料電池であること。	40,000円

<p>(6)</p>	<p>家庭用蓄電池</p>	<p>アからウのすべてに該当するもの</p> <p>ア リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が1 kWh以上あること。</p> <p>イ 蓄電池について、JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>ウ 再生可能エネルギー等により発電した電力等を繰り返し蓄え、住宅の電力として使用するために、必要な機能を有するものであること。</p>	<p>蓄電池容量（メーカー公表値）1 kWhにつき 25,000円 （上限100,000円）</p>
<p>(7)</p>	<p>V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム</p>	<p>ア及びイに該当するもの</p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。</p> <p>イ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p>	<p>50,000円</p>
<p>(8)</p>	<p>地中熱利用システム</p>	<p>アからウのすべてに該当するもの</p> <p>ア 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。</p> <p>イ エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。</p> <p>ウ 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。</p>	<p>300,000円</p>

(9)	高遮熱塗装	<p>既存建築物の屋根又は屋上に、屋内への熱侵入を抑制する効果が高い塗料を、業者の施工により行うものであり、ア又はイに該当するもの</p> <p>ア 日本工業規格（J I S K 5 6 7 5）適合品であること。</p> <p>イ 塗料の日射反射率（近赤外波長域）が以下の数値以上あること。</p> <table border="1" data-bbox="571 595 1133 824"> <thead> <tr> <th>明度L*値</th> <th>日射反射率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0以下</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>40.0超80.0未満</td> <td>明度L*値の値</td> </tr> <tr> <td>80.0以上</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>明度L*値、日射反射率の測定及び算出方法は、J I S K 5 6 7 5による。</p>	明度L*値	日射反射率	40.0以下	40.0%	40.0超80.0未満	明度L*値の値	80.0以上	80.0%	<p>屋根面又は屋上面への塗装面積1㎡あたりにつき 400円 (上限30,000円 ただし集合住宅の共用部分に施工する場合の上限は500,000円)</p>
明度L*値	日射反射率										
40.0以下	40.0%										
40.0超80.0未満	明度L*値の値										
80.0以上	80.0%										
(10)	ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	<p>家庭の電力使用量の「見える化」が図られる機器で、ア及びイに該当するもの</p> <p>ア 「ECHONET Lite」(エコーネットライト)を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>イ 創エネや蓄エネ機器と接続していること。</p>	10,000円								

< 様式一覧 >

様式第 1 号 補助金交付申請書

様式第 1 号の 2 省エネ対策詳細表

様式第 1 号の 3 対象設備未使用証明書

様式第 2 号 補助金交付決定通知書

様式第 3 号 補助金不交付決定通知書

様式第 4 号 計画変更（中止）承認申請書

様式第 5 号 計画変更承認通知書

様式第 6 号 計画中止承認通知書

様式第 7 号 実績報告書

様式第 8 号 補助金交付額確定通知書

様式第 9 号 補助金交付請求書

様式第 10 号 処分承認申請書

様式第 11 号 補助金交付決定（確定）取消し通知書